

厚生労働省発生食 0324 第 4 号
令和 3 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和 49 年 2 月 27 日厚生省環第 121 号厚生事務次官通知の別紙「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとされたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（昭和49年2月27日厚生省環第121号厚生事務次官通知別紙）の
一部改正について【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行												
<p>別紙 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱</p> <p>1.～8. (略)</p> <p>別添</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="293 528 779 555">対象</th><th data-bbox="781 528 1093 555">補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="293 557 779 584">(略)</td><td data-bbox="781 557 1093 584">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="293 585 779 1142">沖縄県管内の水道施設の場合 1 沖縄簡易水道等施設 昭和47年10月30日厚生省環第683号厚生事務次官通知「沖縄簡易水道等施設整備費の国庫補助について」の別紙(甲)沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱で補助対象となる施設 2 沖縄水道水源開発等施設 平成27年4月10日厚生労働省発健0410第48号本職通知「沖縄振興公共投資交付金(水道施設整備に関する事業)の交付について」の別紙沖縄振興公共投資交付金交付要綱(水道施設整備に関する事業)で交付対象となる施設</td><td data-bbox="781 585 1093 1142">左記要綱の別表第1に掲げる補助率を準用するものとする。 左記要綱の別表第1に掲げる交付率を準用するものとする。</td></tr></tbody></table>	対象	補助率	(略)	(略)	沖縄県管内の水道施設の場合 1 沖縄簡易水道等施設 昭和47年10月30日厚生省環第683号厚生事務次官通知「沖縄簡易水道等施設整備費の国庫補助について」の別紙(甲)沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱で補助対象となる施設 2 沖縄水道水源開発等施設 平成27年4月10日厚生労働省発健0410第48号本職通知「沖縄振興公共投資交付金(水道施設整備に関する事業)の交付について」の別紙沖縄振興公共投資交付金交付要綱(水道施設整備に関する事業)で交付対象となる施設	左記要綱の別表第1に掲げる補助率を準用するものとする。 左記要綱の別表第1に掲げる交付率を準用するものとする。	<p>別紙 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱</p> <p>1.～8. (略)</p> <p>別添</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1160 528 1646 555">対象</th><th data-bbox="1648 528 1960 555">補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1160 557 1646 584">(略)</td><td data-bbox="1648 557 1960 584">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="1160 585 1646 1142">沖縄県管内の水道施設の場合 1 沖縄簡易水道等施設 昭和47年10月30日厚生省環第683号厚生事務次官通知「沖縄簡易水道等施設整備費の国庫補助について」の別紙(甲)沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱で補助対象となる施設 2 沖縄水道水源開発等施設 平成26年4月1日厚生労働省発健0401第1号本職通知「平成26年度沖縄振興公共投資交付金(水道施設整備に関する事業)の交付について」の別紙平成26年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱(水道施設整備に関する事業)で交付対象となる施設</td><td data-bbox="1648 585 1960 1142">左記要綱の別表第1に掲げる補助率を準用するものとする。 左記要綱の別表第1に掲げる交付率を準用するものとする。</td></tr></tbody></table>	対象	補助率	(略)	(略)	沖縄県管内の水道施設の場合 1 沖縄簡易水道等施設 昭和47年10月30日厚生省環第683号厚生事務次官通知「沖縄簡易水道等施設整備費の国庫補助について」の別紙(甲)沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱で補助対象となる施設 2 沖縄水道水源開発等施設 平成26年4月1日厚生労働省発健0401第1号本職通知「平成26年度沖縄振興公共投資交付金(水道施設整備に関する事業)の交付について」の別紙平成26年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱(水道施設整備に関する事業)で交付対象となる施設	左記要綱の別表第1に掲げる補助率を準用するものとする。 左記要綱の別表第1に掲げる交付率を準用するものとする。
対象	補助率												
(略)	(略)												
沖縄県管内の水道施設の場合 1 沖縄簡易水道等施設 昭和47年10月30日厚生省環第683号厚生事務次官通知「沖縄簡易水道等施設整備費の国庫補助について」の別紙(甲)沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱で補助対象となる施設 2 沖縄水道水源開発等施設 平成27年4月10日厚生労働省発健0410第48号本職通知「沖縄振興公共投資交付金(水道施設整備に関する事業)の交付について」の別紙沖縄振興公共投資交付金交付要綱(水道施設整備に関する事業)で交付対象となる施設	左記要綱の別表第1に掲げる補助率を準用するものとする。 左記要綱の別表第1に掲げる交付率を準用するものとする。												
対象	補助率												
(略)	(略)												
沖縄県管内の水道施設の場合 1 沖縄簡易水道等施設 昭和47年10月30日厚生省環第683号厚生事務次官通知「沖縄簡易水道等施設整備費の国庫補助について」の別紙(甲)沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱で補助対象となる施設 2 沖縄水道水源開発等施設 平成26年4月1日厚生労働省発健0401第1号本職通知「平成26年度沖縄振興公共投資交付金(水道施設整備に関する事業)の交付について」の別紙平成26年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱(水道施設整備に関する事業)で交付対象となる施設	左記要綱の別表第1に掲げる補助率を準用するものとする。 左記要綱の別表第1に掲げる交付率を準用するものとする。												

<p>別紙（１）（略）</p> <p>別紙（国庫補助申請書様式）</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長</p> <p>（以下略）</p> <p>別紙（２）（略）</p> <p>別紙（事業実績報告書様式）</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">県 郡 市町村長</p> <p>（以下略）</p> <p>別紙（３）</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">地方公共団体の長</p> <p>（略）</p> <p>3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>（以下略）</p>	<p>別紙（１）（略）</p> <p>別紙（国庫補助申請書様式）</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 <u>㊟</u></p> <p>（以下略）</p> <p>別紙（２）（略）</p> <p>別紙（事業実績報告書様式）</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">県 郡 市町村長 <u>㊟</u></p> <p>（以下略）</p> <p>別紙（３）</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">地方公共団体の長 印</p> <p>（略）</p> <p>3. 消費税及び<u>地方交付税</u>の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>（以下略）</p>
--	---

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

(通則)

1. 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第25号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省、労働省令第6号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

2. この補助金は、次の事業を交付の対象とするものである。
 - (1) この補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害により被害を受けた上水道施設（給水人口が5,000人をこえる水道施設をいう。）並びに簡易水道施設（101人以上5,000人以下を給水人口とする水道施設をいう。）及び飲料水供給施設（50人以上100人以下を給水人口とする水道施設をいう。）を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。）並びに応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）であって、次の各号に掲げるものを除外した事業とする。
 - ア 水道事業または水道用水供給事業ごとの復旧費の額（応急仮工事の額を除く。）が次に掲げる限度額又は当該事業による現在給水人口に130円（簡易水道については110円）を乗じて得た額以下の場合。
 - (ア) 上水道事業または水道用水供給事業

県	7,200千円
市	1,900千円
町村	1,000千円
 - (イ) 簡易水道事業

市	1,000千円
町村	500千円
 - イ 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
 - ウ 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
 - エ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。

この場合の工事施工中に生じた災害とは、着工の日（請負工事にあつては工事請負契約書記載の着工の日、直営工事にあつては、着工届等に記載の着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。
 - (2) 災害復旧事業の対象となる施設は、水道法（昭和32年法律第177号）第6条または第26条に基づく厚生労働大臣の事業認可を受けた水道事業または水道用水供給事業経営者

のうち、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。以下同じ。）が管理する水道事業または水道用水供給事業のための施設であって、かつ、次の施設にかかる建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備とする。

取水施設（井戸、集水埋きよ、取水ポンプその他取水に必要な施設）

貯水施設（貯水池、その他貯水に必要な施設）

導水施設（導水管、専用道路、その他導水に必要な施設）

浄水施設（浄水池、沈殿池、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設）

送水施設（送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設）

配水施設（配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路、その他配水に必要な施設）

ただし、需要者に水を供給するため地方公共団体が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（消火栓、給水栓を含み、以下「給水装置」という。）並びに事務所、門、さく、へい、植樹その他維持管理のための施設は災害復旧事業の対象としない。

(3) 飲料水供給施設の災害復旧事業は、当分の間簡易水道事業に準じて取扱うものとする。

(交付額の算定方法)

3. この補助金の交付額は、別に定める「水道施設災害復旧費市町村別国庫補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、別添に掲げる対象となる事業については、別添の補助率によるものとする。

なお、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合は、当該千円未満の端数額は切捨てるものとする。

(事務手続き等)

4. この補助金の交付細目については、昭和44年5月8日厚生省環第405号厚生事務次官通知「簡易水道等施設整備費の国庫補助について」の別紙（甲）簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の別表第2(1)、(2)及び別紙（乙）簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）（第2、第3、第4及び第7を除く。）を準用するものとし、補助申請書及び事業実績報告書の様式については、別紙(1)「水道施設災害復旧費国庫補助金交付申請書等作成要領」、別紙(2)「水道施設災害復旧費国庫補助事業実績報告書等作成要領」による。ただし、都道府県事業の申請書及び実績報告書については、これを厚生労働大臣に提出するものとする。

(消費税相当額の取扱)

5. この補助金に係る消費税等の取扱については、次のとおりとする。

(1) 地方公共団体は、4の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部

分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(2) 地方公共団体は、5(1)のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、4の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(3) 地方公共団体は、5(1)のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、4の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）は、別紙(3)により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を国庫に返還しなければならない。

(4) 厚生労働大臣は5(3)の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

(申請期日)

6. この補助金の交付の申請は、毎年度別途指示する期日までに厚生労働大臣に対して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

7. 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヵ月以内に交付決定を行うものとする。

(その他)

8. 4により難い特別の事情にある場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 添

対 象	補助率
<p>マグニチュード6.0以上の地震による被災の場合であり、下記 の1又は2の条件を満たす場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 査定事業費が現在給水人口1人あたり1万円以上のもの 2 査定事業費が1億円（簡易水道事業の場合は5,000万円）以上のもの 	<p>2 / 3</p>
<p>災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する激甚災害として政令で指定され、当該激甚災害に対し適用すべき措置として法第3条及び第4条が指定された場合であり、下記の1又は2の条件を満たす場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 査定事業費が現在給水人口1人あたり1万円以上のもの 2 査定事業費が1億円（簡易水道事業の場合は5,000万円）以上のもの 	<p>2 / 3</p>
<p>火山活動による被災の場合であり、下記の1及び2の条件を満たす場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 査定事業費が現在給水人口1人あたり15万円以上のもの 2 激甚災害であること。 	<p>8 / 10</p>
<p>沖縄県管内の水道施設の場合</p>	

1 沖縄簡易水道等施設

昭和47年10月30日厚生省環第683号厚生事務次官通知「沖縄簡易水道等施設整備費の国庫補助について」の別紙（甲）沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱で補助対象となる施設

左記要綱の別表第1に掲げる補助率を準用するものとする。

2 沖縄水道水源開発等施設

平成27年4月10日厚生労働省発健0410第48号本職通知「沖縄振興公共投資交付金（水道施設整備に関する事業）の交付について」の別紙沖縄振興公共投資交付金交付要綱（水道施設整備に関する事業）で交付対象となる施設

左記要綱の別表第1に掲げる交付率を準用するものとする。

別紙（１）

水道施設災害復旧費国庫補助金交付申請書等作成要領

国庫補助金交付申請書の様式及び添付書類は次により作成するものとする。

1. 国庫補助申請書

別紙（国庫補助申請書様式）により作成すること。

2. 添付書類

- （１） 市町村議会歳入歳出予算議決抄本
- （２） 用地譲渡承諾書
- （３） その他

別紙（国庫補助申請書様式）

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

(元号) 年度水道施設災害復旧費 () 国庫補助金交付申請書

(元号) 年発生災害にかかる標記の補助金を次のとおり交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助金申請額 金 円也

2. 水道施設の概要

- | (1) 給水区域 | 郡(市) | 町村 | 地区 |
|-------------------|-------------------|----|----|
| (図面表示も可とする) | | | |
| (2) 計画給水人口 | 人 (現在給水人口 | | 人) |
| (3) 計画1日最大給水量 | m ³ /日 | | |
| (4) 計画1人1日最大給水量 | ℓ | | |
| (5) 計画1人1日平均給水量 | ℓ | | |
| (6) 計画1人1日時間最大給水量 | ℓ (日換算) | | |

3. 全体復旧事業計画の概要

4. 施工方法

(記載上の注意)

事業の施工について、直営、請負の別を記載すること。直営及び請負を併合する場合は各々の事業の内容の概要を記述すること。(例：請負施工、ただし、資材購入のみは直営とする。)

5. 工事着工年月日及びしゅん工年月日

着工年月日 (元号) 年 月 日

しゅん工年月日 (元号) 年 月 日

6. 水道事業認可年月日及び番号

7. 添付書類

別添(A)から(J)までの様式例による。

(注) 標題の () には、上水道施設災害復旧費、簡易水道施設災害復旧費の別を記入すること。

(A) 全体復旧事業計画予定額調書

全体事業計画内容							補助対象事業		単独事業	
種別	工事	品 種	形 状 寸 法	数量	単位	金 額	数量	金 額	数量	金 額
						円		円		円
水源	さく井	鋼管	深100m φ250m/m		本					
浄水	取水ポンプ室	ポンプ共	37kW ブロック造平屋		m ²					
	滅菌室	滅菌機共	ブロック造平屋		〃					
	送水ポンプ室	ポンプ室	37kW 2台 ブロック造平屋		〃					
	〃	電気設備			式					
	送水管布設	D C I P	φ100m/m		m					
配水	配水池築造	鉄筋コンクリート造	310m ³		池					
	配水管布設	鋼管	φ100m/m		m					
	〃	〃	φ50m/m		〃					
	共同給水装置				個					
	消火栓	地下式双口			〃					
	現場管理費									
	一般管理費等									
	小計									
	工事雑費									
	道路復旧委託費	県道舗装			m ²					
用地費及び補償費	水源用地									
	事務費									
	合計									

(記載上の注意)

1. 「全体事業計画内容」欄には、本事業の全体計画(補助対象事業及び単独事業の全てを含めた総事業計画)を記入すること。なお、金額は実支出額(未定のものについては所要見込額)を計上すること。
2. 「補助対象事業」欄には、上記全体事業費(総事業費)より単独事業を除いた補助対象事業を記入すること。
3. 「単独事業」欄には、当該年度補助対象事業と併行して実施する単独事業及び国庫補助限度額との関係上補助対象事業の一部を補助対象事業より完全に分離し単独事業として事業を記入すること。

(B) 事業費所要額調書

(単位：円)

a 種目	b 総事業費	c 収入額	d 単独事業費	e 差引額 ($b - c$ 又は $b - d$ のい ずれか少な い方の額)	f 国庫補助 対象事業 限度額	g 国庫補助 基本額	h 国庫補助 所要額	i 仕入れに係 る消費税等 相当額	j (h - i) 要国庫 補助金
工 事 費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
用地費及び補償									
事 務 費									
そ の 他									
合 計									

(記載上の注意)

1. 「総事業費」欄には、種目別に復旧事業に対する事業費の総額（単独事業費を含む）を記入すること。
2. 「収入額」欄には、本事業に伴う収入済額を記入すること。ただし、既設設備の不要残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
3. 「単独事業費」欄には、補助対象事業以外の事業費及び国庫補助対象事業限度額の関係上補助対象事業の一部を補助対象事業より完全に分離して単独事業として事業費を記入すること。
4. 「国庫補助対象事業限度額」欄には、別に定め水道施設災害復旧費市町村別国庫補助対象事業限度額表における「金額」を記入すること。
5. 「国庫補助基本額」欄には、種目別に「差引額」と「国庫補助対象事業限度額」とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
6. 「国庫補助所要額」欄には、「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額を記入すること。
7. 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
8. 「要国庫補助金」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については、「国庫補助所要額」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。ただし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「国庫補助所要額」を記入すること。

(C)財源調書

総事業費	財 源 内 訳						
	国庫補助金	都道府県補助金	起債額	特別会計	一般会計	地方分担金	その他
円	円	円	円	円	円	円	円

(D)事業費明細書

区分	種目別	施設別	工事別	事業費			申請額	備考
				事業量	単位	金額		
工事費	本工事費	水源施設	さ く 井		本	円	円	内訳別紙()
			取 水 ポ ン プ 室		m ²			〃 ()
			○ ○ ○					〃 ()
		浄水施設	減 菌 室		m ²			〃 ()
			○ ○ ○					〃 ()
			送水施設	送 水 ポ ン プ 室				m ²
		送 水 管			m			〃 ()
		(DCIP φ 100m/m)						
		配水施設	○ ○ ○					〃 ()
			配 水 池		池			〃 ()
			配 水 管		m			〃 ()
				(DCIP φ 150m/m)				
				配 水 管				m
			(ACP φ 75m/m)					
		営 繕 損 料			〃 ()			
		道 路 復 旧			〃 ()			
		○ ○ ○			〃 ()			
		小 計						
	附帯工事費	取 付 道 路		m	〃 ()			
		○ ○ ○			〃 ()			
		小 計						
		現 場 管 理 費			〃 ()			
		一 般 管 理 費 等			〃 ()			
	工事雑費	工 事 雑 費			〃 ()			
	用地費及び補償費	用 地 費		m ²	〃 ()			
事務費		事 務 費			〃 ()			
合計								

(記載上の注意)

1. 本表は、国庫補助対象となる事業について記入するものとし、金額は実支出額(未定のものについては所要見込額)を計上すること。従って次表(E)-1、2、3...の工事工種別内訳書記載の額と一致するものであること。
2. 「施設別」欄には、主たる水道施設別に区分して記入すること。
3. 「工事別」欄には、次表の工事工種別内訳書の別に記入すること。
4. 「事業量」欄には、国庫補助対象となる事業量を記入すること。
5. 「単位」欄には、メートル法により記入すること。(以下工事設計書の記載についても同様とする。)
6. 「金額」欄には、実施設計金額に対する入札減がある場合には、各入札工事ごとに、それぞれの工種別に一律の実実施設計金額の入札率を乗じた金額を記載し、実施設計金額を上段に()書で記載すること。
(この場合においては、用地費及び補償費並びに事務費を除外すること。)
7. 「申請額」欄には、実施設計金額(入札後にあっては、本表記載上の注意7によって計算された額。以下この項において同じ。)に対する別に定める水道施設災害復旧費市町村別国庫補助対象事業限度額表の金額の比率を各工事別の実実施設計金額に乘じた金額を黒書すること。(この場合においては、用地費及び補償費並びに事務費を含む。)

(E) - 1 ○○○○工事設計書

1. 設計図面との対象番号

- (1) 一般平面図
- (2) 工種別構造図

2. 工事計画概要

本配水池は容量○立方メートルで一日最大給水量の○時間分にあたり(縦○メートル、横○メートル、深さ○メートル(有効水深)の鉄筋コンクリート造り)、中央に隔壁を設けた半地下式のものである。

工種	名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
配水池築造工	掘さく工				円	円	代価表第○号
	基礎栗石工						〃
	コンクリート工						〃
	型枠工						〃
	○○○工						〃
	機械器具費						〃
	合計						〃

(記載上の注意)

1. 本内訳書は、国庫補助対象となる事業につき、各工種ごとに作成すること。
2. 本内訳書は、実支出額(未定のものについては、所要見込額)を計上するものとする。
3. 本内訳書(各工種別)の合計額の円未満の端数は切捨てるものとする。
4. その他工事費の算定に当たっては、次の点に注意すること。
 - (1) 用地費 補助対象となった工種の施工に必要な最小限度の用地費であって補助対象工種以外の工種に要するものは認めないものであること。
 - (2) 補償費 工事施工に伴って生ずる立木、家屋、土地等の損失補償費であること。
 - (3) 資材については、生産地から工事現場までの運搬に要する費用は資材単価に繰り入れることとする。
 - (4) 運搬費
 - ア 機械器具、車輛及び船舶等については、当該工事に使用される以前の最寄りの管理場所から工事現場までの運搬に要する費用(船舶保険料を含む。)は機械器具及び機械器具損料に計上せず運搬費に計上すること。
 - イ 労務者の輸送に要する費用で現場管理費の中に含まれないもので、特に遠隔地に労務者を輸送する費用(通常の工事については営繕損料、現場管理費との関係から計上しないものとする。)を運搬費に計上すること。
 - ウ 工事現場における人夫等の肩荷運搬及び小運搬用具による運搬に要する費用(工事現場の中心点から20mの範囲内の運搬)は、各工事の労務歩掛に含まれるものであるから運搬費として計上しないこと。
 - (5) 機械器具費

本経費は工事のために供する工所用機械器具等の購入、修理及び借上げに要する費用であり、車輛水替用ポンプ、ミキサー等相当永年にわたり使用できる機械器具等については、借料又は損料を計上し購入に要する費用は計上しないこと。
 - (6) 仮設費

本経費は次に掲げる費用をいう。

 - ア 工事施工に必要な機械設備(コンクリートプラント、アスファルトプラント等)に要する費用
 - イ 用水、電力等の供給設備に要する費用
 - ウ 仮道、仮橋、現道補修等に要する費用
 - エ 締切、水替、瀬替等の費用
 - (7) 営繕費

工事を施工するために必要な現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場の損料、それらの改築、移転及び修繕に要する費用並びにこれらの敷地の借料をいい、交付要綱に定める算定方法により算定して得た額の範囲内の額を計上すること。

(F)一位代価総括表

第号	名称	単位	金額	備考	第号	名称	単位	金額	備考
1	床堀工	m ³	円	砂質土				円	
2	埋戻工	m ³		〃					
3									

(G)工事雑費内訳

名 称	品 種	数量	単位	単価	金 額	備 考
				円	円	

(記載上の注意)

工事雑費とは、補助事業者が当該施設の工事現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費及び工程に関係ある職員の給与(退職手当を除く。)並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労務保険料をいう。

(H)事務費内訳

名 称	品 種	数量	単位	単価	金 額	備 考
				円	円	

本表は、補助対象となる工事の施工のために必要な事務費について作成すること。

(I)主要資材調書(記載例)

区分	名 称	所要量	単位	内 訳		備 考
				購入量	手持充当量	
資材	セ					ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管
	メ					
	ン					
	ト					
	材					
	材					
	ダ					
	ク					
	タ					
	イ					
	ル					
	管					
	○					
	○					
	○					
	○					

(J)設計図面

(1)各施設は、それぞれ次によって色分けすること。

ただし、構造物等において、施設の全部が補助対象になるものにあつては、特に省略することができる。

補助対象事業	赤色
単独事業	緑色
既有施設	黄色

(2)図面はすべて実施設計とし、図面の作成にあつては次の注意事項に従つて正確、明瞭な図面を作成すること。

ア 一般平面図面－A(国土地理院地形図に基づく縮尺1/10,000図面)に給水区域を明示し、水源の位置、送水路線、浄水場、配水池、配水本管等の位置を記入したもの。

イ 一般平面図面－B(縮尺1/2,000～1/3,000規模に応じて1/1,000～1/5,000)実測平面図とし、水道計画の全施設が把握できるものであること。

なお、送、配水本管布設平面図を兼ねるものにあつては、管、來弁、異形管及びその他の附帯工事についてその布設工事の詳細を記入すること。

ウ 構造物詳細図(1/20～1/100)

構造物の形状寸法、数量、配管詳細図及び現地盤盛土図、切土図、水位(H.W.L、L.W.L)、越流管、どろ吐き管、制水弁等についても明記すること。

特に、ろ過池については、砂、砂利の厚さ、粒径及びろ過調整装置について詳細に示すこと。

別紙（２）

水道施設災害復旧費国庫補助事業実績報告書等作成要領

国庫補助事業実績報告書の様式及び添付書類は次により作成するものとする。

1. 事業実績報告書 別紙（事業実績報告書様式）により作成すること。

2. 添 付 書 類 次に掲げるものを事業実績報告書に添付すること。
 - （１）市町村議会歳入歳出決算議決書の抄本または決算議決見込書
決算議決見込書の内容が決算議決書の内容と相違するに至った場合は速やかに決算議決書を送付すること。
（注）補助事業の精算額を各節ごとに備考等に記入すること。
 - （２）精算設計図面
補助申請書に添付した設計図面に準じて作成すること。
 - （３）工事着工よりしゅん工までの経過写真
 - （４）工事契約書抄本写（直営の場合は支出証拠書類の写し、ただし、工事雑費を除く。）
 - （５）しゅん工検査書写

厚生労働大臣 殿

県 郡 市町村長

(元号) 年度水道等施設災害復旧費 () 国庫補助事業実績報告書

(元号) 年度に国庫補助金をうけた標記事業が完了したので、次のとおり事業実績を報告する。

1. 国庫補助金精算額 金 円也

(記載上の注意)

国庫補助金の記載に当たっては、申請額と精算額において変更のある場合には、申請額を上段に () 書きで記載すること。

2. 工事期間

着 工 (元号) 年 月 日

しゅん工 (元号) 年 月 日

3. 工事施工方法 (記載例)

工事別	原材料	工事施工	工事請負会社名
取水堰堤	請 負	請 負	〇〇〇会社
送水管	直 営	請 負	
配水管	直 営	請 負	
〇 〇 〇	〇 〇		

4. 計画給水人口

人 (現在給水人口 人)

5. 国庫補助申請及び計画変更申請の手續状況

(1) 国庫補助申請 (元号) 年 月 日 第 号

交 付 決 定 (元号) 年 月 日 厚生労働省発生食第 号

(2) 計画変更申請 (元号) 年 月 日 第 号

承 認 (元号) 年 月 日 厚生労働省発生食第 号

6. 添付書類

(1) 別添 (A) から (I) までの様式例による。

(2) 事業実績報告書の記載にあたっては、申請時と精算時において変更のある場合は、申請時の内容を上段に () 書で記載すること。

(A) 収支精算書

(単位：円)

a 種目	b 総事業費	c 収入額	d 単独事業費	e 差引額 ($b - c$ 又は $b - d$ のい ずれか少な い方の額)	f 国庫補助 対象事業 限度額	g 国庫補助 基本額	h 国庫補助 所要額	i 仕入れに係 る消費税等 相当額	j ($h - i$) 要国庫 補助金	k 国庫補助金 受入額及び 受入予定額	l ($k - j$) 差引国庫 補助過△ 不足額
工 事 費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
用地費及び 補償費											
事 務 費											
そ の 他											
合 計											

(記載上の注意)

1. 「種目」欄から、「要国庫補助額」欄までの記入要領は、申請書様式の記入要領と同様である。
2. 「国庫補助金受入額及び受入予定額」欄には本事業実績報告までの交付を受けた国庫補助金の受入済額と受入予定額の合計額を記載すること。
3. 「国庫補助金受入額及び受入予定額」欄及び「差引国庫補助過△不足額」欄は精算額のみ記入されることとなる。

(B) 財源調書

総事業費	財源内訳						
	国庫補助金	都道府県補助金	起債額	特別会計	一般会計	地方分担金	その他
円	円	円	円	円	円	円	円

(C) 国庫補助金受入額及び受入予定額調書

区分	国庫補助金	受入年月日
受入額	円	(元号) 年 月 日
受入予定額		(元号) 年 月 日 予定
合計		

(記載上の注意)

「国庫補助金」の合計額と(A)表の「国庫補助金受入額及び受入予定額」欄の金額は同額となるものであること。

(D) 事業費明細書

区分	種目別	施設別	工事別	事業費			申請額	備考
				事業量	単位	金額		
工事費	本工事費	水源施設	さく井	本	円	円	内訳別紙()	
			取水ポンプ室	m ²				
			○ ○ ○					
		浄水施設	減菌室	m ²				
			○ ○ ○					
			送水施設	送水ポンプ室				m ²
		送水管	m					
		(DCIP φ 100m/m)						
		○ ○ ○						
		配水施設	配水池	池				
			配水管	m				
			(DCIP φ 150m/m)					
		配水管	m					
		(ACP φ 75m/m)						
		営繕損料						
	道路復旧							
○ ○ ○								
小計								
附帯工事費	取付道路	m						
	○ ○ ○							
	小計							
工事雑費	現場管理費							
	一般管理費等							
	工事雑費							
用地費及び補償費	用地費	m ²						
事務費		事務費						
合計								

(記載上の注意)

本明細書の記入要領は、申請様式における記入要領と同様であること。

(G) 工事雑費内訳

名 称	品 種	数量	単位	単価	金 額	備考
				円	円	

(H) 事務費内訳

名 称	品 種	数量	単位	単価	金 額	備考
				円	円	

(I) 残存物件

原 材 料		購入 量	単位	使用数量			残存材料(手持分を除く)		評価額算定方式	備考	
品名	形状 寸法			購入 分	手持 分	計	数量	評 価 額			
								単価			金額
							円	円			

(記載上の注意)

1. 本表は、工事において残存を生じた場合に作成すること。
2. 工事を請負により施工した場合は、作成する必要はない。ただし、資材を請負業者に支給する場合は記入すること。

別紙（3）

番 号
（元号） 年 月 日

厚生労働大臣 殿

地方公共団体の長

（元号）年度上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費
国庫補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

（元号）年 月 日 第 号により交付決定があった上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費国庫補助について、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費国庫補助金交付要綱 5 (3)の規定に基づき、次のとおり報告する。

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定又は事業実績報告による精算額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）別添参考となる書類（金額の積算の内訳等）